

令和3年度高知県新事業創出人材育成事業委託業務公募型プロポーザル審査要領

令和3年度高知県新事業創出人材育成事業委託業務に関する公募型プロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「令和3年度高知県新事業創出人材育成事業委託業務公募型プロポーザル募集要領」（以下「募集要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は100点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

- | | |
|---------------------|--------------|
| <u>(1) 企画提案の内容</u> | <u>(80点)</u> |
| <u>(2) 業務の実施体制</u> | <u>(10点)</u> |
| <u>(3) 実施スケジュール</u> | <u>(5点)</u> |
| <u>(4) 実施経費</u> | <u>(5点)</u> |

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

(1) 日時、場所

日時：令和3年3月24日（水）9時から

場所：高知県産学官民連携センター ココプラ（高知市永国寺町6番28号
高知県立大学・高知工科大学永国寺キャンパス地域連携棟1階）

(2) プレゼンテーション

- ① 1参加者の時間は全体で45分とします。（プレゼンテーション25分、その後、審査委員からの質疑応答20分）
- ② 順番は、開始時間と併せて別途お知らせします。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別紙の「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査の終了後に、各審査委員の審査結果を集計し、審査

員の評価の平均点数が 60 点以上の企画提案書について、審査による得点が上位の者から順に契約の相手方の候補者と次点者を決定します。

- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で 2 者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。